

横浜市会議員/看護師・防災士・博士(心身健康科学)

謹台小▶桐蔭▶慶応大

2019.12



● 青葉区育ち、青葉台小学校 ● 桐蔭学園高等学校/桐蔭会(会計)

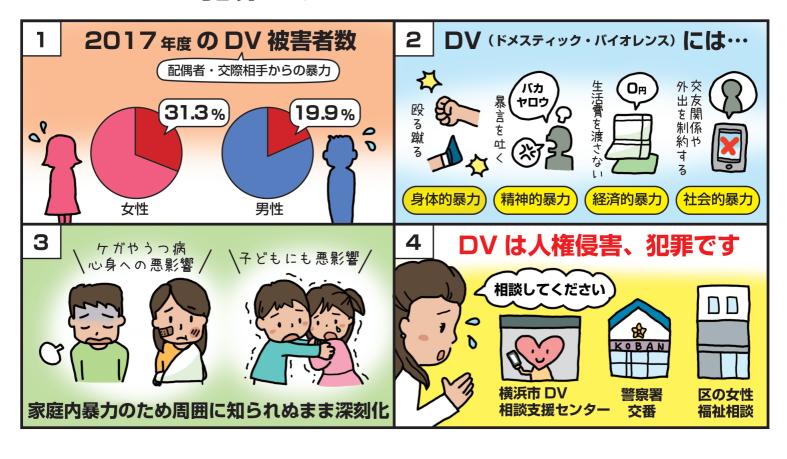
● 慶應義塾大学商学部/体育会ボート部 ● 人間総合科学大学大学院 ● 日本航空CA(客室乗務員)

看護師(病院·企業·学校·保育·地域包括) ● 桐蔭横浜大学保健室 ● 衆議院議員江田けんじ秘書

● 立憲民主党 ● 所属委員会(常任)健康福祉·医療委員会(特別)基地対策特別委員会

Vol.5

DV(ドメスティック・バイオレンス) は犯罪です!





勇気をもって相談を!

DV は、配偶者や交際相手などからの暴力をさします。DV には、身体的 暴力だけでなく、暴言を吐く、生活費を渡さない、性行為を強要する、 交友関係を著しく制約するなどの様々な暴力があります。

DV は家庭内で起こるため、周囲に発見されにくく、長期化することで エスカレートし、被害が深刻化する恐れがあります。

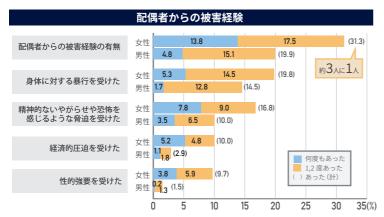
DV は人権侵害であり、命にもかかわる危険な犯罪です。横浜市では、横浜市 DV 相談支援センター、区の女性福祉相談が DV の相談窓口となっています。 警察署や交番でも相談できます。緊急時には、ためらわず 110番して下さい。

DV は社会全体で解決すべき問題です。一人で抱え込まず、勇気をもって 相談しましょう!

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

DV は配偶者や恋人など、親密な関係にある者から振るわれる暴力をさします。2014年1月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)では、女性に対する暴力だけでなく、男性に対する暴力も対象としています。

内閣府が 2017 年に実施した調査では、女性の 31.3%、男性の 19.9% が DV 被害を受けたことがあるという結果になっています。



解答者=配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)がいる女性1,366人、男性1,119人 パートナーからの暴力に悩んでいませんか(かなテラス,2019年8月)

DV の代表的な暴力形態

DVには、殴るなど身体的暴力だけでなく、暴言を吐く(精神的暴力)、生活費を渡さない(経済的暴力)、性行為を強要する(性的暴力)、交友関係を著しく制約する(社会的暴力)などの暴力があります。DVはこれらの暴力が複雑に絡み合い、繰り返し起きています。

暴力の代表的な形態	
身体的暴力	殴る/蹴る/首を絞める/髪を持って引きずり回す/包丁で切り付ける /階段から突き落とす/タバコの火を押し付ける/熱湯をかける 等
精神的 (心理的)暴力	暴言を吐く/脅かす/無視する/浮気・不貞を疑う/家から締め出す/ 大事にしているものを壊す/子どもに危害を加えると脅す 等
経済的暴力	生活費を渡さない/女性が働き収入を得ることを妨げる/ 借金を重ねる 等
性的暴力	性行為を強要する/ポルノを見せたり、道具のように扱う/ 避妊に協力しない 等
社会的暴力 (社会的隔離)	外出や親族・友人との付き合いを制限する/メールを見たり、電話をか けさせないなど交友関係を厳しく監視する 等
その他	「おまえは家事だけやっていればいいんだ」、「この家の主は俺だ」などを男性 の特権のように振りかざす/暴力をふるう原因や責任を女性に転嫁する 等

パートナーからの暴力に悩んでいませんか(かなテラス,2019年8月)

DV から逃げられない要因

「逃げたら殺されるかも知れない」という恐怖感や「自分は夫から離れられない」という無力感、収入面での経済的問題や子どもの安全や就学などの問題から、逃げる気力や機会を失っていきます。また、暴力を受けた後も、加害者から謝罪されたり、優しくされたりすると、加害者を信じてしまい、再び暴力を受けることが繰り返されるサイクルにはまってしまうケースもあります。

DV 被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響だけでなく、うつ病や PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また社会的に孤立し、ますます逃げる気力や機会を失います。子どもがいる場合は、面前 DV(暴力を目撃すること)により、情緒不安定や暴力を振るうなどの影響が生じることもあります。

DV に悩んだり、相談を受けたら…

横浜市では、横浜市 DV 相談支援センターが電話相談窓口となっています。性別を問わず、匿名での相談ができ、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の案内や、緊急時の安全確保の相談にも応じています。また、区の女性福祉相談、警察署や交番でも相談に応じています。 緊急時には、ためらわず 110番して下さい。

DV は人権侵害であり、命にもかかわる危険な犯罪です。DV 防止法では、発見者も相談機関や警察に通報するよう努めなければならないとされています。DV は社会全体で解決すべき問題です。誰もが暴力を受けることなく、安全に、安心して暮らす権利を持っています。一人で抱え込まず、勇気をもって相談しましょう。

横浜市 DV 相談支援センター

045-671-4275

045-865-2040

月曜〜金曜 9:30 〜 12:00、13:00 〜 16:30 (祝日・年末年始を除く) 月〜金曜 9:30 ~ 20:00 土・日・祝日 9:30 ~ 16:00 (第4木曜を除く)

- ※性別を問わずに受け付けています
- ※横浜市各区福祉保健センターや警察署・交番でもご相談に応じています



「タウンミーティング青葉」開催のお知らせ

| ふるってご参加ください

地域の課題や身近なお困りごと、市政から国政まで、自由に意見交換できる場です。

- 日時: 2020年1月18日(土)10時30分~12時頃
- 場所: 桜台30-18 第2桜台ガーデン3階(田中ゆき事務所3階会議室)
- *参加ご希望の方は、「お名前・お電話番号・お住いの町名」を、下記の田中ゆき事務所へ 電話か FAX でお申し込み下さい。



